

新型コロナウイルス対応に係る学童保育所保育料等の減額措置について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月14日から5月31日までの間、市内小学校は休業措置がとられていますが、市内学童保育所は、新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で、運営しているところです。

しかしながら、国では緊急事態宣言が全国都道府県に出たことや県内では感染者数が増加していることから、自宅での保育を強くお願いする状況となっています。

このことから、当該休業期間（令和2年4月14日から5月31日）においては、学童保育所保育料とおやつ代について、欠席された日数に応じて減額することをお知らせします。

記

<令和2年4月14日から5月31日までの学童保育所保育料等の減額について>

※終了日については今後の状況により変更の可能性あり

- ① 対象児童・・・・・・・・・・・・・通年利用者及び小学1年生の季節利用者
- ② 対象となる保育料等・・・・・・・・・・・・・保育料及び間食（おやつ）代
- ③ 保育料等減額の算定方法・・・・・・・・・・・・・欠席日数分にかかる保育料等を減額
- ④ 保育料等減額分の総額・・・・・・・・・・・・・欠席状況が見込めないため、現時点では未定
- ⑤ 予算措置・・・・・・・・・・・・・令和2年度予算（歳入）の減額補正で対応

(参考)

▶野洲市こどもの家管理運営規則第16条第1項

条例第13条の規定により、保育料の減額又は免除（以下「減免」という。）ができる場合及び金額は、次に掲げるとおりとする。

▶同規則第16条第1項第5号

災害その他特別の事情がある保護者に対し、市長が特に必要と認める場合 市長が定める額